

別表六（三十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第2項若しくは第3項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の2の2第2項若しくは第3項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の2の3第2項若しくは第3項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2第3項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の2の2第3項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の2の3第3項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2第3項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「事業の内容、適用を受ける資産の所在地等2」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 法人が震災特例法第17条の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、その適用を受ける資産の所在地及び東日本大震災復興特別区域法第4条第2項第4号イ（復興推進計画の認定）に規定する復興産業集積区域又は同号ロに規定する復興居住区域のうちその適用に係る区域の区分を記載します。
 - (2) 法人が震災特例法第17条の2の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容並びにその適用を受ける資産の所在地及び同条第1項の表の各号のいずれに該当するかの区分を記載します。

なお、その記載した区分が同表の第1号である場合には、福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまで（定義）に掲げる指示の全てが解除された日を併せて記載します。
- (3) 法人が震災特例法第17条の2の3第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、その適用を受ける資産の所在地、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 4 「10のうち10%又は6%適用資産の取得価額の合計額11」は、「差引改定取得価額10」の金額のうち令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした令和3年改正法附則第95条第2項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する旧特定機械装置等で同項第1号ハ及びヘに掲げる減価償却資産に係る金額の合計額を記載します。
- 5 「翌期繰越額31」の各欄の外書には、震災特例法第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される措置法第42条の13第1項から第4項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和2改正法第16条の規定による改正前の措置法第42条の13第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六（六）「8」又は別表六（六）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっ

ては、その金額を含めて計算します。